
ELSIと法

2022年3月17日

シンポジウム「DXの進展とELSIの在り方」

(東京財団／中央大学ELSIセンター共催)



中央大学国際情報学部 教授 岩隈道洋

- 岩隈 道洋 (Michihiro Iwakuma)
 - 中央大学 国際情報学部 (iTTL : Information Technology and Law) 教授
 - 「情報と憲法」・「情報行政法」・「メディア政策論」・「法情報学」など担当
- <研究上の関心>
- プライバシーや個人情報保護法制 (特に医療福祉施設や教育機関における)
 - 情報機器・システム・プログラム・アルゴリズムの公法的コンプライアンス (ELSI)
 - 信教の自由・政教分離と他の法制度の抵触
- <社会的実践>
- 公共図書館における市民向け法情報提供の支援
 - 行政機関や医療施設における法制・倫理審査

- 法学におけるデータは、法令や判例といった、各国語の文章で書き表された定性的性の著しく際立ったものが中心となる。
- 調査の課題によっては、翻訳や記号化によって削ぎ落とされる文化的ノイズのような情報が、実は重要な意味を持つ場合もある。
- リサーチを進めるうえで、日本の情報と他国の情報とを共通基盤で調査し、リサーチの負荷を軽減することが難しい分野といえる。

⇒法学の人文学的側面

法学界（その他外国の思想文物を扱う人文・社会科学研究の世界）が蓄積し、産業界や理工系研究分野に提供できる知的資産

- 今日仕入れた驚きのネタ：Wikiで法律関係の用語を検索してみると、日本語版Wikiと英語版Wikiでは、書いてあることが全然違う！

(1月19日：加藤研究推進支援本部長のfacebookでのつぶやき)



「比較法」とは

- 外国の法を学ぶ

- 例 1 , アメリカ法に「殺人罪」は無い!?

日本の刑法では意図的に他人の生命を停止させる行為はすべて「**殺人**」という1つの構成要件に入れる。しかし, 多くの米国内の州法では, 計画的に他人を殺した場合の

「**謀殺 (murder)**」

と,無計画で衝動的に殺した場合の

「**故殺 (manslaughter)**」

の2つの構成要件に分けている。

「比較法」とは

- 外国の法を学ぶ

- 例2, アメリカ法に「民法」は無い!?

米国では、かつてフランスの植民地であったルイジアナ州を除いたすべての州において、民法典が議会の制定した法律としては存在しておらず、契約や不法行為に関する実体法は主に各州の判例法によって形成されている。

※但し、Uniform Commercial Code (**UCC**) や、**Restatement of the Law**といった、「民法の条文みたいなもの」は存在する。これは、アメリカ各州ごとの膨大な判例法について、アメリカ全土の代表的な法律家・法学者が集まる**American Law Institute**(アメリカ法律協会)が、各州の判例法の共通部分や、統一した方が良いルールについて研究、検討を加えて条文化したものである。あくまでこれらは教科書・論文と同じような「研究成果」であり「**二次資料**」なのだが、その内容の充実度と有用性、**ALI**の権威もあり、「まるで制定法の条文のよう」にしばしば法的文書や法学文献、時には判決に引用される。

「比較法」とは

■ 外国の法を学ぶ

■ 例3, アメリカ法に「個人情報保護法」は無い!?

- ・米国でも, 個人情報保護に関する法はさすがに「判例法」というわけではない。
- ・しかし、州ごとに法律が異なるという連邦制による問題は残っている。
- ・アメリカの各州法では、消費者保護分野の個人情報保護法の発達は、カリフォルニア州CCPAに主導される傾向はある。
- ・一方、憲法上連邦政府に権限のある分野もある。
州を跨ぐ金融プライバシー ⇒ GLA
医療及び医療保険に関するプライバシー ⇒ HIPAA など

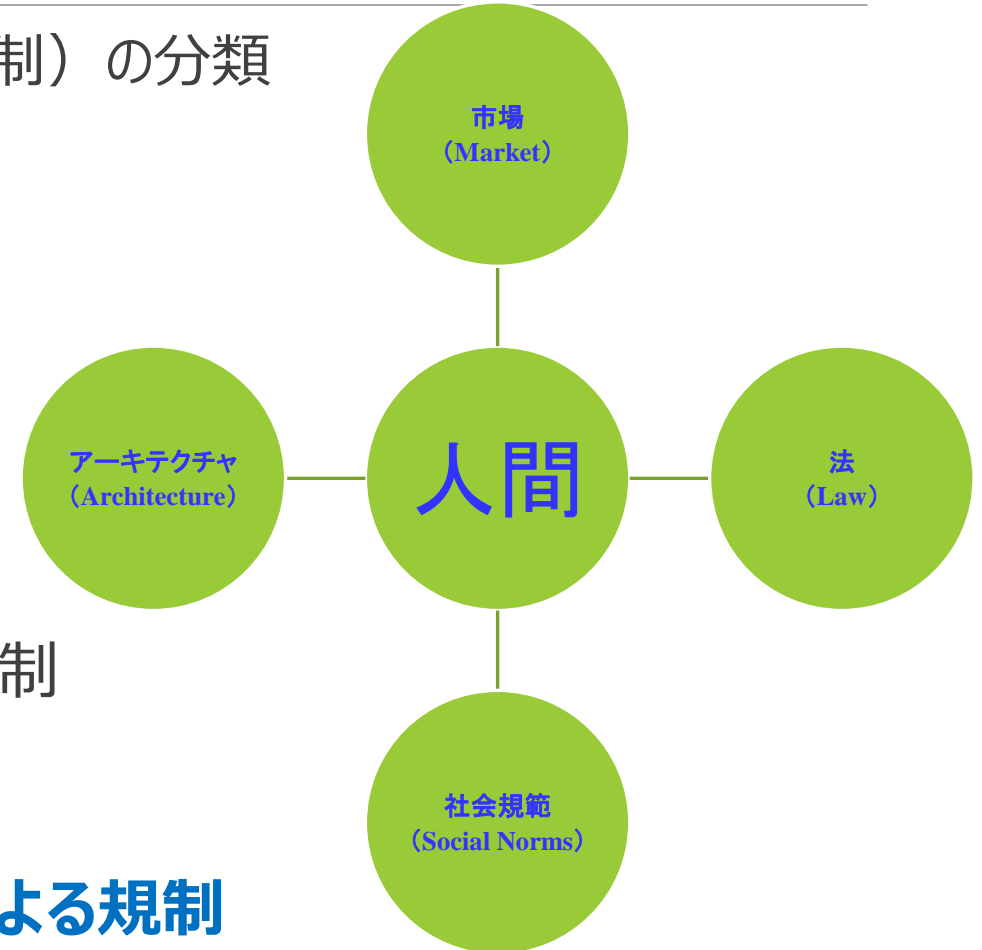
- 定量的なデータを主に扱う自然科学や工学，経済などの分野においては，情報の生成や分析の方法がエビデンスベースで行われるため，世界中どこでも共通の知識に基づいたフォーマットで資料収集と分析とを進めることが可能である。その成果の多くは，英語により発信され，世界中の関係者が触れることが容易となる。
- 法学の分野は，国際法の分野を除き，このような国際的な共通基盤に立った情報流通が難しい側面がある。それは，法制度が各国の統治機構によって，各国語によって書かれ，各国の歴史的，文化的背景の中で適用されるからである。

- ELSIというコンセプトが唱えられたのは、DNAの二重螺旋構造の発見者の一人、ジェームズ・ワトソンが、1988年にアメリカ政府の行うヒューマンゲノム研究計画において、倫理的・法的・社会的含意（ELSI: Ethical, Legal and Social Implications）の研究に特化した予算の確保を提案したことが初めとされる。
- 医学系研究をはじめ、生命科学の分野においては、扱う対象が生命や身体であるという点からも、科学の倫理性に関する問題に早い時期から関心が醸成されていたことが窺える。

Lawrence Lessig の CODE 論

Lawrence Lessigによる、人をコントロールするもの（規制）の分類

- ・法 = 国家権力による規制
- ・市場 = コスト（経済性）による規制/行動変容
- ・社会規範 = コミュニティなどの常識・約束事による規制
倫理？ 世論？
- ・**アーキテクチャ = 自然法則や技術的機構、
プログラム（CODE）による規制**



- ELSI vs イノベーションとならないようにするために

⇒CODE論の視点：技術やプロダクト（アーキテクチャ）が人の行動をコントロールするものであるから、技術による規制（コントロール）が利用者を苦しめないような、技術に対するコントロールが必要。

→ その役割を果たすのが法（憲法）の役割

⇒Nudge論の視点：人の選択を禁じることも、経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャのあらゆる要素をいう。

→ アーキテクチャにも、ソフトなあり方がある

- 2018年から2019年にかけて、リクルートキャリア社（当時）が提供していた就職情報サイト「リクナビ」
- 「リクナビ」はフォームやエントリーシートの形式で就活生に提供させた個人データを、リクルートキャリア社内ではCookieの利用やハッシュ化という操作によって匿名化した形で、個々の就活生の「内定辞退率」を割り出した。
- そして顧客である求人企業が、自社を受けた就活生本人を特定できるような仕様になっていることを知りながら、求人企業に対して「内定辞退率」を提供するサービス「リクナビDMPフォロー」を実施した。

CODE論で読み解くELSI

- このような形で就活生の同意がないまま、求人企業に対してリクルートキャリア社が保有する就活生の個人データを提供した行為
⇒個人情報保護法第23条第1項（第三者提供の制限）違反 **（法）**
- では、「同意」を取っていればよかったのか？
⇒就活生が、「そういう個人情報の処理を好まない」から、「リクナビ」を使わないで就活に臨むという選択ができるか？ **（市場）**
⇒「リクナビ」運営者は、「顧客である求人企業が求めてやまない情報を割り出す技術があるのに、どうしてそれを提供できない？」と考えるのは自然なこと。 **（アーキテクチャ）**
⇒そもそも、個人情報をコンピュータ処理してAIのような大量の情報と突合し、これまでにない新たな知見を作り上げるデータサイエンスにおいて、顧客／利用者といった一般人に、本質的に「同意」が可能なのか（予測可能性の問題）？ **（社会規範）**

- まとめ

① **ELSI (ELSE) 各分野の基礎的な視点や学的蓄積を、技術者に吸収しやすく発信する必要性**

② AI・プロファイリング・ゲノムなど、高度な予測を含む新技術の社会実装には、高度な法的思考（Law：立法論・解釈論・人権論）も必要になる。これらは**技術者と法律家の協働や情報交換**を可能にする**人的資源の交流**が不可欠（Ethics・Social Implications・Economyについても同様でありましょう。）